

第2弾

～松山市内で店舗を運営する飲食店の皆さまへ～

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金について

新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、営業時間短縮要請期間の延長に伴い、引き続き、休業や営業時間の短縮に協力した飲食店に**協力金（第2弾）**を給付します。

協力金は県市連携分に加え、市独自の上乗せ分、休業加算の加算措置があります。

●営業時間短縮要請期間

【期間】令和3年1月27日(水) 20時から 令和3年2月7日(日) 24時まで

【時間】5時から 20時まで ※酒類の提供は19時まで

●給付対象者

(1)(2)(3)どちらにも該当する事業者

(1) 松山市内に事業所があり、下記の店舗を営業していること

・飲食店営業許可(食品衛生法第52条)を受けている

・酒類を提供している

・屋内に常設の飲食スペースを設けている

※キャバレー・ホストクラブ・カラオケ・ライブハウスなどを含まず

※性風俗店は除きます

(2) 要請期間中の全てで、営業時間短縮などを実施していること

※松山市独自の上乗せや加算措置は、特別な事情がある場合は、日割りで給付します

(3) 19時以降から翌日5時までの間に酒類の提供を伴う営業をしている店舗

●給付額

最大で【時短営業】48万円(4万円/1日) 【休業】60万円(5万円/1日)

(1) 県市連携分 36万円(1日あたり3万円×12日)

(2) 《市独自》上乗せ分 12万円(1日あたり1万円×12日)

(3) 《市独自》休業加算 12万円(1日あたり1万円×12日)

※(1)は全期間協力した場合に、給付します

※(2)(3)は特にやむを得ない事情で全期間の協力が難しい店舗には、日割りで給付します

●受付期間

令和3年1月27日(水)から 令和3年3月15日(月) ※郵送の場合、当日消印有効

●受付方法および場所・受付時間

【窓口】・「きらりん2階」(松山市湊町4丁目7-15) 11時から17時 ※土・日・祝日も受付します

・「松山市役所地域経済課」(市役所本館11階) 8時30分から17時15分 ※平日のみ

【郵送】〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市役所地域経済課 営業時間短縮等協力金担当 あて

必要書類は裏面、詳細は松山市ホームページをごらんください

<問い合わせ先>

営業時間短縮等協力金担当(松山市産業経済部地域経済課)

TEL: 089-948-6077・948-6078 (専用ダイヤル)

【電話受付期間】令和3年1月13日(水)～令和3年3月15日(月)

午前9時～午後8時 ※土・日・祝日も受付します

●必要な書類

	協力金(第1弾) 申請済みの方	協力金(第2弾) のみ申請される方	協力金第1弾、 第2弾一緒に 申請される方	
			第1弾用 1/13~1/26	第2弾用 1/27~2/7
1.松山市新型コロナウイルス対策営業 時間短縮等協力金(第2弾)申請書 (様式第1号)	◎	◎	◎ ※1	◎
2.誓約書(様式第2号)	◎	◎	◎ ※1	◎
3.営業時間短縮または休業を実施した 店舗概要(別紙1)	◎	◎	◎ ※1	◎
4.営業時間短縮または休業の状況が 分かる書類(別紙2)	◎ ※2	◎	◎ ※1	◎ ※2
5.営業活動を行っていることが分かる 書類の写し	— ※3	◎	◎	— ※3
6.飲食店営業許可証の写し	◎	◎	◎	— ※3
7.酒類の提供を行っていることが確認 できる書類(写し)	— ※3	◎	◎	— ※3
8.本人確認書類(写し) ※法人は代表者のもの	◎	◎	◎	— ※3
9.従業者名簿(第1弾申請のみ)	—	—	◎	—

※1 協力金第1弾、第2弾を一緒に申請される場合は、**協力金第1弾用の「松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金申請書」、「誓約書」、「営業時間短縮または休業を実施した店舗概要」、「営業時間短縮又は休業の状況が分かる書類」が必要**です。申請書類は、松山市ホームページをご覧ください。

※2 協力金第1弾で申請した店舗の外景や内景がわかる写真の**貼付は不要**です。

※3 協力金第1弾で申請した店舗については、**必要な書類の一部を省略**することができます。ただし、協力金第1弾で申請していない店舗については、当該店舗分は省略できません。なお、飲食店営業許可証は**令和3年2月7日以降の有効期限のもの**に限ります。

※申請書類は松山市ホームページからダウンロードできます。

「きらりん2階」「松山市役所本館11階 会議室」窓口で配布しています。

<問い合わせ先> **営業時間短縮等協力金担当(松山市産業経済部地域経済課)**

TEL : 089-948-6077・948-6078 (専用ダイヤル)

【電話受付期間】令和3年1月13日(水)~令和3年3月15日(月)

午前9時~午後8時 ※土・日・祝日も受付します